

第49号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

御部発電所	460
浜田川発電所	2,000

を

「

御部発電所	460
-------	-----

に改める。」

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。